

令和 7 年度所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患（肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪）を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。当施設では、所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定しております。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- (1) 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪
- (2) 上記で治療が必要となった入所者に対し治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。
また1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
※肺炎又は尿路感染症については、検査を実施した場合に限る。
※带状疱疹については、抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る。
※慢性心不全の増悪については、注射又は酸素投与の処置をした場合に限る。
- (3) 診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に、医療機関で行われた検査・処置等実施内容について情報を受け、当該内容を診療録に記載する
- (4) 所定疾患施設医療費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
- (5) 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- (6) 医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

所定疾患施設算定状況（令和7年4月～令和8年3月）

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]